

温泉文化調査研究業務委託仕様書

1 業務名

温泉文化調査研究業務

2 趣旨・目的

- ・「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会（以下、「知事の会」という。）は、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録を目指し、令和5年度に、全国温泉地・宿泊施設を対象にした悉皆調査を実施しました。
- ・本業務は、この調査結果を踏まえ、温泉文化の歴史や現状を整理し、文化財保護法における無形文化財やユネスコ無形文化遺産登録等への可能性を探るための深掘り調査を実施するものです。

3 業務内容

全国温泉地の観光協会や温泉組合、宿泊施設等に対し実地調査及びヒアリング調査等を実施し、温泉の歴史や現状、温泉が日本固有の文化として成立・発展した経緯を整理した上で、温泉における「わざ」と「担い手」の特定に向けた可能性を調査する。当該調査結果等を分析し報告書としてまとめ、温泉が文化として保護されるべきものであるかについて検討に資する資料を作成する。

4 業務内容の詳細

（１）温泉文化の歴史と現状、「わざ」・「担い手」を把握するための文献調査、実地調査、ヒアリング調査及び調査委員会の開催を行うこと。

調査の実施にあたっては、下記の点に留意すること。

- ① 既存の書籍、論文、調査報告書等から情報収集を行い、調査項目毎に整理を行う。その上で、温泉文化の有識者あるいは調査委員会の委員（7名程度）とともに抽出、整理した情報に基づきヒアリングを行い、その内容を文章にまとめること。
- ② 温泉文化を次世代へ継承していく上で、守るべき「わざ」と「担い手」を把握するため、調査委員会において抽出した全国の温泉地（10箇所程度）に実地調査及びヒアリング調査を行う。その後、令和5年度に知事の会にて実施した全国の温泉地・温泉宿泊施設への悉皆調査及び本件実地調査・ヒアリング調査結果を文章にまとめること。
- ③ 業務に係る進捗状況に併せて、調査委員会を調整、運営すること（3回程度。うち2回以上はオンライン。資料作成に係る費用、旅費往復・謝金の支払い、会場候補の選定、会場運営に係る費用（会場使用料含む。）の支払い及び議事録の作成は受託者が行うこと。）。業務完了日を見据え、適切な時期に計画的、効果的な会議を運営すること。
- ④ 知事の会事務局と定期的な打合せをすること。（対面のほか、電話、電子メール、オンラインなどで密に連絡を取ること。打合せの都度、記録を作成すること。）
- ⑤ 文献を引用する際は、著作権等、元となる文献の著者等が持つ権利については、受託者が必ず調整し、許可を得ること。

- ⑥ 調査事業にかかる諸費用として、各有識者、団体等への執筆依頼及びヒアリングに係る謝金、アンケート調査票の印刷費、発送・返送等に係る費用、知事の会事務局との打合せや交通費、資料作成等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

(2) 温泉文化に関する WEB アンケートを用いた国民意識等調査の実施

以下のとおり国民の温泉文化に係る意識や行動（興味・関心、経験の有無）の把握に加えて、温泉文化に興味・関心を持ってもらうための可能性を探る材料を得ることを目的とした WEB アンケート調査を行うこと。

①設問数及び内容

以下事項が必ず含まれていること。

ア スクリーニング（10問程度）

- ・所在都道府県
- ・性別（男、女、回答しない、計3区分）
- ・年齢（10歳～15歳（親の代理回答でも可）、16歳～19歳、20歳～29歳、30～39歳、40～49歳、50歳～59歳、60歳～69歳、70歳以上～ 計8区分）
- ・出身都道府県
- ・配偶者の有無
- ・同居している子供の有無
- ・職業（除外職種はなし）

イ 調査項目（15問程度）

設問は（1）③調査委員会にて決定する。

ウ サンプル数

- ・日本全国5,000人程度（回収数）
- ・住民基本台帳から都道府県別の人口構成に合わせて、10代から70代以上まで性別及び年代別（アに記載の8区分）に集計するものとする。ただし、人口構成に合わせて性別、年代別に配分することが難しい都道府県については、事務局に相談の上、回収数を検討することとする。また、国民意識が正しく把握できる適切なサンプル数であれば、多少の増減は可とする。その場合は、理由も示した上で提案を行うこと。

②調査票の作成、集計及び分析案の作成

上記の調査内容について、（1）③調査委員会で決定した調査項目に従って調査票を作成し、WEB調査を実施、調査結果について集計を行うこと。また、調査委員会に諮る分析案の作成を行うこと。

③調査の設計や実施にあたっては、事務局と随時協議し進めること。

(3) 報告書の作成

- ① 上記（1）について、受託者は調査の実施によって得られた情報を整理・分析し、1つの報告書としてまとめること。なお、調査委員会での検討が必要なため、中間報告を行うとともに、調査委員会の開催を見据え、おおむね、令和6年11月末日までに、報告書の草案を作成し、知事の会事務局に提出すること。
- ② 別添「二次調査項目（イメージ）」を参考に提案すること。その際、新たな要素を加

えた提案は可能とする。

- ③ 各章末には事業結果の総括を付記し、巻末には総括として、今年度事業の実施結果についてまとめ、本調査研究事業の今後の課題・展望等を付記すること。
- ④ 調査結果の分析・まとめに関する作業については、知事の会事務局と随時協議し、進めること。また、(1)とは別に行う調査結果を報告書に追記する場合は、知事の会事務局の指示に従い報告書に記載すること。

5 委託業務期間

契約締結日から令和6年12月27日（金曜日）まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書（20冊（簡易製本）・A4版・両面カラー刷り）

※電子データ（PDF 及び WORD 形式）（CD-ROM）も合わせて納入すること。

(2) 納入期限

令和6年12月27日（金）

(3) 納入場所

「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会 事務局

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県文化振興課温泉文化係

電話：(027) - 226 - 3748